

# 障害福祉サービス・障害児通所支援等の 利用者負担認定の手引き

【平成28年4月版】

Ver. 11

（ 抜粋 ）

## 第3. 高額障害福祉サービス等給付費等について

- 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を負担上限月額まで軽減を図る。

### 1 支給額

(1) 世帯における利用者負担額が、高額障害福祉サービス等給付費算定基準額、高額障害児通所給付費算定基準額又は高額障害児入所給付費算定基準額(3①又は②の額。以下「基準額」という。)を超える場合に、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費(以下「高額障害福祉サービス等給付費等」という。)を支給する。(世帯での負担額が基準額を超えないように支給する。)(注1)

#### (2) 一人当たりの支給額

- ・ 一人当たり支給額 …… (利用者負担世帯合算額 (世帯全体の2①～⑤の合計額) - 基準額 (3①又は②の額)) × 支給決定障害者等按分率  
(端数が生じた場合は世帯での負担額が基準額と同額になるよう、適宜割り振って端数を処理するものとする。)
- ・ 支給決定障害者等按分率 = 支給決定障害者等利用者負担合算額 (一人当たりの2①～⑤の負担額) / 利用者負担世帯合算額  
(支給決定障害者等按分率を算定するには、端数処理しない。)

### 2 合算の対象とする費用

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービス等によりかかる①～⑤の負担額を合算する。

- ① 障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額  
(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)
- ② 介護保険の利用者負担額  
(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)  
ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。
- ③ 補装具費に係る利用者負担額  
ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。
- ④ 児童福祉法に基づく障害児通所給付費に係る利用者負担額
- ⑤ 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額

### 3 高額障害福祉サービス等給付費等算定基準額 (注2)

- ① 市町村民税課税世帯に属する者 (一般1・2)
 

…… 37,200円
- ② 市町村民税非課税世帯に属する者 (注3) (低所得 (低所得1・2) 及び生活保護世帯)
 

…… 0円

(注1)

18歳未満の兄弟で障害児入所施設に入所している場合など、障害児入所支援を受ける障害児が同一の世帯に複数いる場合の利用者負担額については、入所給付決定保護者は一人であることから、当該保護者について一の障害児入所支援負担上限月額が適用される。(高額障害児入所給付費によって償還が行われるものではない。障害児通所給付費も同様。)

また、同一世帯に介護給付費等、障害児通所給付費等又は障害児入所給付費のうち二以上を受けている者がいる場合には、各条項における高額障害福祉サービス等給付費等による償還がなされるものである(いずれかの法律でまとめて償還することはしない。)。この場合に合算の対象とする費用は、各条項による高額障害福祉サービス等給付費等の償還前の利用者負担額であることに留意されたい。

医療部分(食事療養に係る標準負担額を含む。)に係る利用者負担額については、高額療養費として償還されるものであり、高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費による償還の対象とならないことに留意されたい。

(注2)

① 世帯見直し対象者は障害者とその配偶者に係る負担額のみを合算する。ただし、住民票上の同一世帯に障害児がいる場合は当該障害者を含めて障害児に係る高額障害福祉サービス等給付費等を算定する。なお、障害児の保護者が障害者である場合は当該障害者及び配偶者のみで障害児に係る高額障害福祉サービス等給付費等を算定することとする。

② 生活保護への移行予防措置の適用を受け、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)として扱われている者については、当該額とする。

③ 高額障害福祉サービス等給付費等の特例については、以上の他に、(1)費用の合計(2(1)②関係)、(2)障害児の特例がある。それぞれの取扱いについてはP37ページ以降を参照のこと。

(注3)

平成22年4月から、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)の負担上限月額及び高額障害サービス等給付費算定基準額が0円となることに伴い、低所得者については、特例介護給付費等を受けた場合のみ、高額障害福祉サービス等給付費が支給されることとなる。

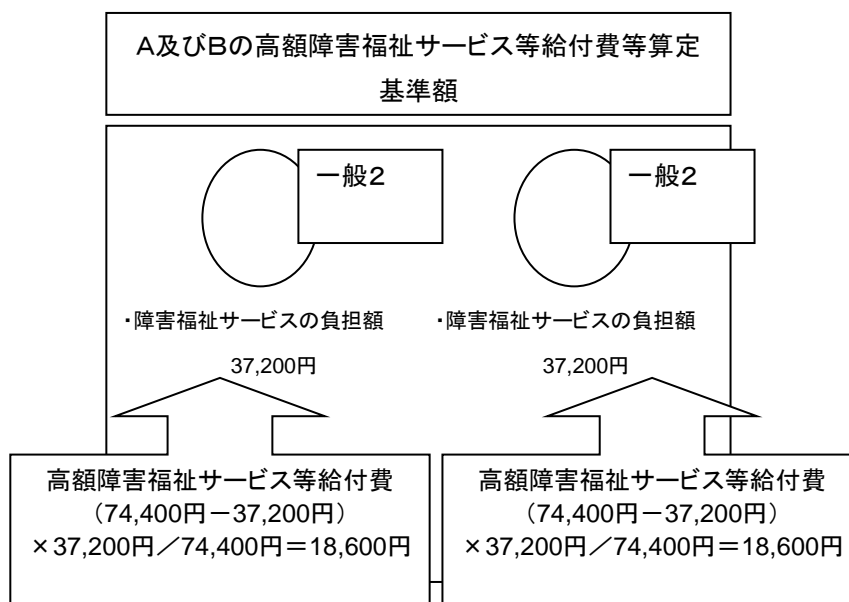
なお、詳細については、P40~P41ページの2.(1)「② 介護保険サービスとの合算の特例」を参照のこと。

## 1. 高額障害福祉サービス等給付費等の算定の原則

- 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を基準額まで軽減する。
- 世帯における利用者負担額が、基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス等給付費等を支給する。

### <ケース1>

一般2世帯で、それぞれ障害福祉サービスを利用しているA、Bが、それぞれ上限額の37,200円まで利用している場合



**(判定) 利用者負担世帯合算額が基準額を上回る場合、給付の対象とする。**

利用者負担世帯合算額

$$37,200円 + 37,200円 = 74,400円 > 37,200円$$

→ A、Bともに高額障害福祉サービス等給付費の対象

**(算定) 高額障害福祉サービス等給付費はそれぞれの対象者毎に算定する。**

Aの高額障害福祉サービス等給付費

(利用者負担世帯合算額 - 基準額) × 支給決定障害者等按分率 = 当該者の高額障害福祉サービス等給付費

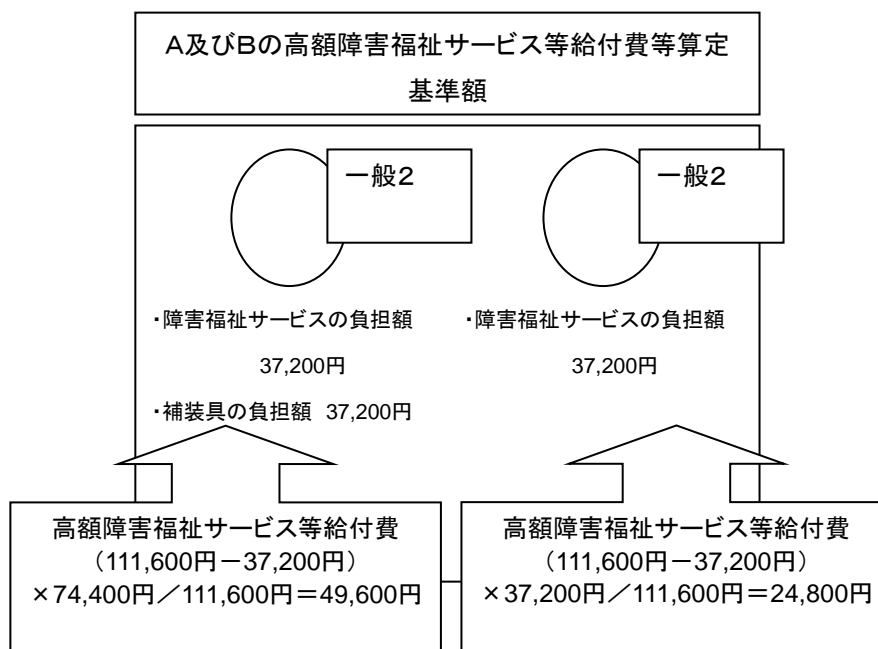
$$(74,400円 - 37,200円) \times 37,200円 / 74,400円 = 18,600円$$

Bの高額障害福祉サービス等給付費

$$(74,400円 - 37,200円) \times 37,200円 / 74,400円 = 18,600円$$

<ケース2>

一般2世帯で、障害福祉サービスと補装具を利用しているAと、障害福祉サービスのみを利用しているBが、それぞれ上限額の37,200円まで利用している場合



(判定) 利用者負担世帯合算額が基準額を上回る場合、給付の対象とする。

利用者負担世帯合算額

$$37,200\text{円} + 37,200\text{円} + 37,200\text{円} = 111,600\text{円} > 37,200\text{円}$$

→ A、Bともに高額障害福祉サービス等給付費の対象

(算定) 高額障害福祉サービス等給付費はそれぞれの対象者毎に算定する。

Aの高額障害福祉サービス等給付費

(利用者負担世帯合算額 - 基準額) × 支給決定障害者等按分率 = 当該者の高額障害福祉サービス等給付費

$$(111,600\text{円} - 37,200\text{円}) \times 74,400\text{円} / 111,600\text{円} = 49,600\text{円}$$

Bの高額障害福祉サービス等給付費

$$(111,600\text{円} - 37,200\text{円}) \times 37,200\text{円} / 111,600\text{円} = 24,800\text{円}$$

## 2. 高額障害福祉サービス等給付費等の算定の特例

### (1) 費用の合算の特例

#### ①介護保険のサービスとの合算

##### (ア) 概要

住民基本台帳上の同一世帯に、介護保険の利用者がいる場合、その利用者負担額について、その者が障害福祉サービスを併用している場合に限り、合算対象とする。なお、合算する介護保険のサービスの利用者負担は高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還されたものを除く。

##### (イ) 事例

#### <ケース1>

同一世帯に、障害福祉サービスと介護保険を利用するAと介護保険のみ利用するBがいる場合。

一般2の世帯の場合	A	B
介護保険の利用者負担額	35,000円 →26,040円 ※高額介護サービス費による償還後負担額(注)	15,000円 →11,160円 ※高額介護サービス費による償還後負担額(注)
障害福祉サービス等給付費算定基準額	37,200円	—
高額障害福祉サービス等給付費等の支給後の負担額	37,200円	— (介護保険のみ利用のため、合算対象外)

(注) 高額介護サービス費の限度額が37,200円の場合

Aの負担額が37,200円となるよう、  
高額障害福祉サービス等給付費を26,040円支給

#### <具体的な計算方法>

Bは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス等給付費の対象外  
Aの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

○ Aの負担額

高額介護サービス費による償還後の負担額をもとに合算されるため、合算される額は、**26,040円と37,200円の合計額（63,240円）**となる。

この負担額を、37,200円の負担となるように、高額障害福祉サービス等給付費を支給するので、高額障害福祉サービス等給付費の額は、

63,240（=26,040+37,200）-37,200=**26,040円**となる。

<ケース2>

同一世帯に、障害福祉サービスと介護保険を利用するA、介護保険のみ利用するB及び障害児入所支援を利用するCがいる場合。

一般2の世帯の場合	A	B	C
介護保険の利用者負担額	35,000円 →26,040円 <small>※高額介護サービス費による償還後負担額(注)</small>	15,000円 →11,160円 <small>※高額介護サービス費による償還後負担額(注)</small>	—
障害福祉サービスの利用者負担額	37,200円	—	—
障害児入所支援の利用者負担額	—	—	37,200円
高額障害福祉サービス等給付費の支給後の負担額	23,422円	— <small>(介護保険のみ利用のため、合算対象外)</small>	13,778円

AとCの負担額が合わせて37,200円となるよう、高額障害福祉サービス等給付費等を支給  
(A・・・39,818円、C・・・23,422円支給)

(注) 高額介護サービス費の限度額が37,200円の場合

<具体的な計算方法>

Bは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス等給付費の対象外。

AとCの一人当たりの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

A  $(100,440 - 37,200) \times (26,040 + 37,200) \div (26,040 + 37,200 + 37,200) = 39,818$  (償還額)

C  $(100,440 - 37,200) \times 37,200 \div (26,040 + 37,200 + 37,200) = 23,422$  (償還額)

※ 端数処理については世帯での負担額が基準額となるように割り振って調整



## ②介護保険のサービスとの合算の特例

### (ア) 概要

合算の対象とする費用のうち、介護保険に係る負担額については、生活保護世帯又は住民税非課税世帯の場合は、特例として、負担額の全部を合算の対象とせず、0円として計算する。

### (イ) 事例

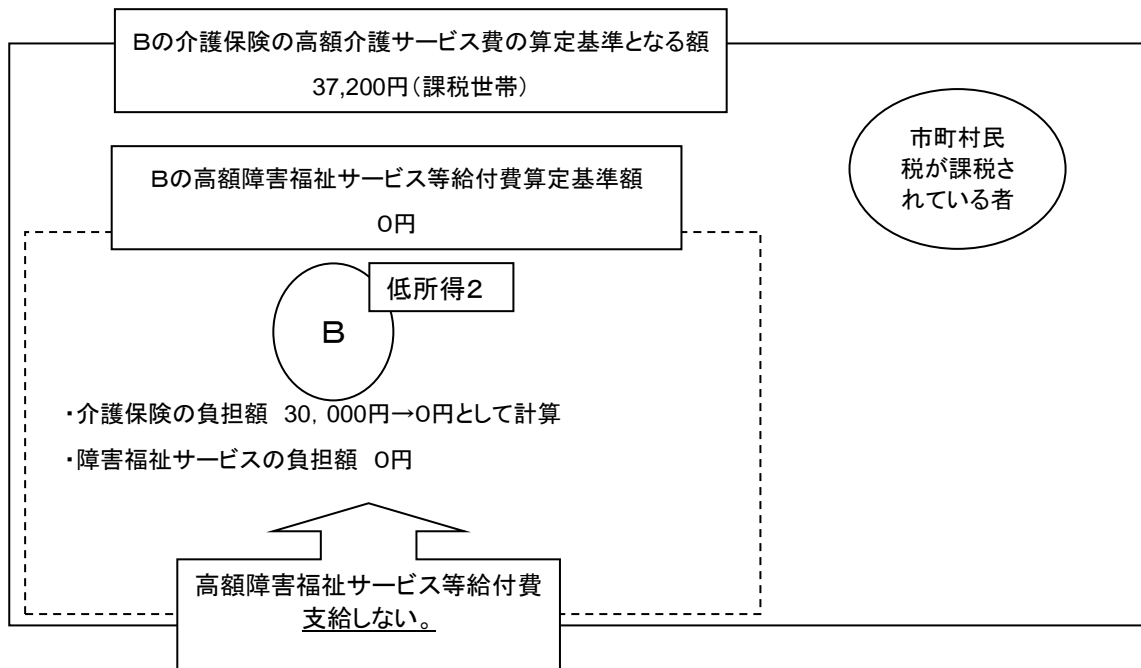
#### <ケース3>

#### 生活保護世帯に属するAの場合

- Aの高額障害福祉サービス等給付費算定基準額・・・0円
- Aの利用者負担世帯合算額 イとロの合計額
  - イ 介護保険・・・10,000円（実際は介護扶助により支給 → 上記特例により、合算の対象とするときは0円に引下げ）
  - ロ 障害福祉サービス・・・0円（上限額）
- 単純にイとロを合計すると、Aの利用者負担世帯合算額は、イ+ロ=10,000円となり、高額障害福祉サービス等給付費として、10,000円償還することとなるが、この場合、特例により合算の対象となる費用のうち、イを0円（高額障害福祉サービス等給付費算定基準額）まで引き下げて、合算する。
- Aの利用者負担世帯合算額 イ 0円（特例により引き下げた額）+ロ 0円 = 0円となり高額障害福祉サービス等給付費の対象外となる。

<ケース4>

住民基本台帳上の同一世帯に、市町村民税課税者がおり、介護保険での基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害では0円（市町村民税非課税世帯）となるBの場合



○ Bの利用者負担世帯合算額 イとロの合計額

イ 介護保険・・・30,000円 → 合算の対象とする費用の特例により、合算の対象とするときは、0円まで引き下げ

ロ 障害福祉サービス・・・0円

○ この場合、単純にイとロを足し算すると、Bの利用者負担世帯合算額は、イ+ロ=30,000円となり、高額障害福祉サービス等給付費として、30,000円-0円=30,000円を償還することとなる。

○ ただし、合算の対象とする費用のうち、イの介護保険の利用額については、合算対象とする費用にかかる特例の適用の対象となるので、イの額を0円まで引き下げて、合算の対象とする。

○ このため、Bの利用者負担世帯合算額は、イ 0円（特例により引き下げた額）+

ロ 0円 = 0円 となり、高額障害福祉サービス等給付費の対象外となる。

## (2) 障害児の特例

### ① 同一の障害児が給付の根拠が異なるサービスを利用する場合の特例

#### <ア>概要

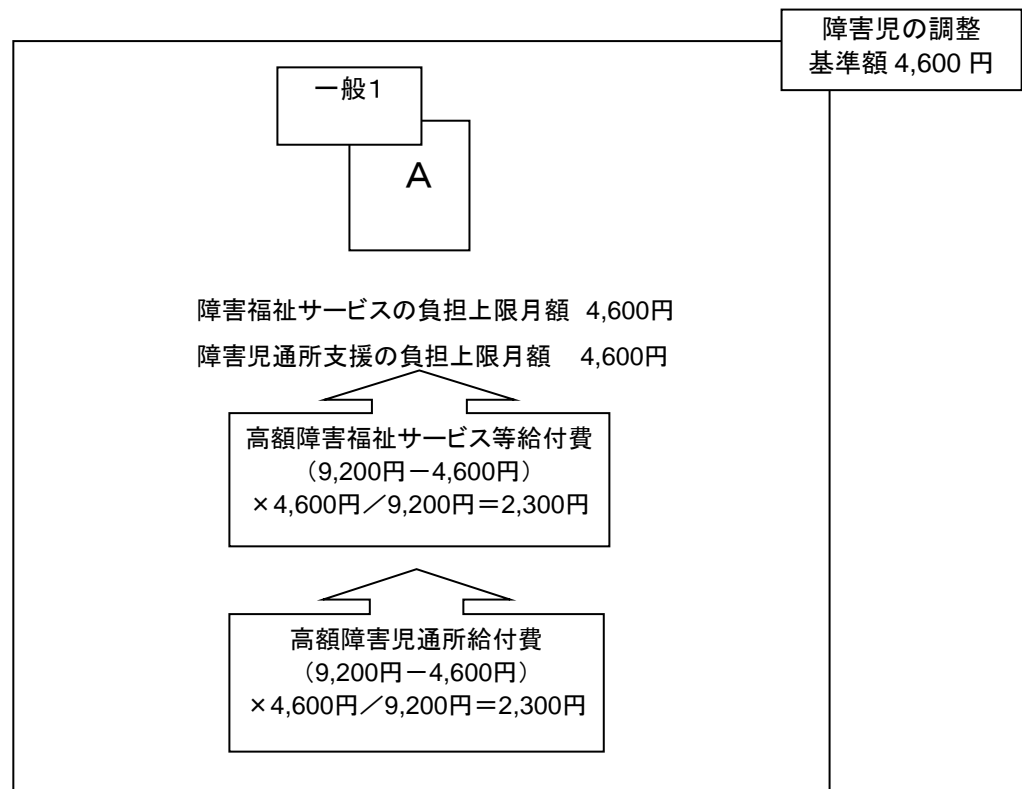
- 同一の障害児が同一の根拠条項によるサービスを利用する場合には、一の負担上限月額のみ設定されるのに対し、根拠条項の異なる複数のサービスを利用する場合には、複数の負担上限月額が設定されることに対応するため、高額障害福祉サービス等給付費等の基準を、利用するサービスのうち最も高い額とし、障害児の保護者としての利用者負担の合算額のうち、この基準額を超える額を特例的に高額障害福祉サービス等給付費等として給付することとする。

#### <イ>事例

##### <ケース5>

障害児 A がそれぞれ障害福祉サービスと障害児通所支援を利用している場合。

- 複数の障害福祉サービスを利用する場合との公平性の観点から特例として基準額を引き下げ、高額障害福祉サービス等給付費等により償還することとなる。この場合の、高額障害福祉サービス等給付費等の額は、同一の支給決定保護者の利用者負担額の合算額から認定された負担上限額のいずれか高い額（以下「調整基準額」という。）を控除した額とする。



## ② 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用する場合の特例

### <ア>概要

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合は、当該保護者について一の負担上限月額が設定され、実際、当該保護者を通じて複数の障害児の利用者負担額を管理できることから、負担上限月額を超える部分については現物給付の対象としている。

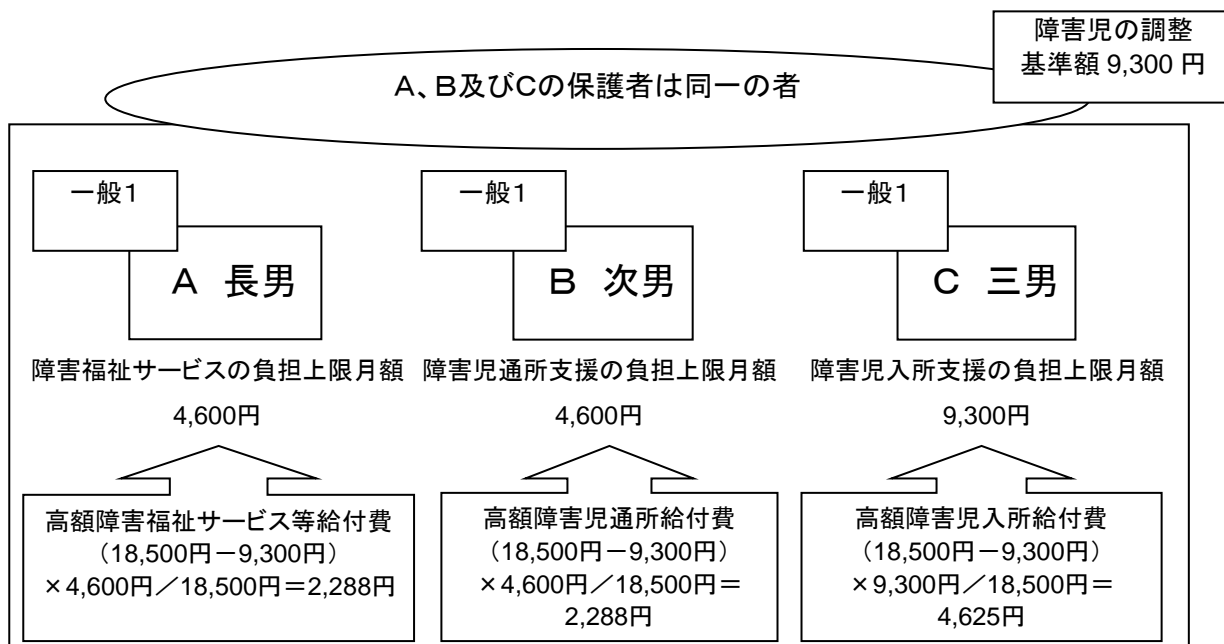
給付の根拠条項が二以上に及ぶ場合は、一の負担上限月額は設定されないが、世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害児がいる場合と基本的には同様と位置付けられることから、同一の条項による給付と同じ負担とするため、高額障害福祉サービス等給付費等の基準をいずれか高い額とし、障害児の保護者としての利用者負担の合算額のうち、この基準額を超える額を特例的に高額障害福祉サービス等給付費等として給付することとする。

### <イ>事例

#### <ケース6>

同一世帯に属する障害児 A、B、C がそれぞれ障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援を利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合。

- 世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害児がいる場合との公平性の観点から特例として基準額を引き下げ、高額障害福祉サービス費等により償還することとなる。この場合の、高額障害福祉サービス等給付費等の額は、同一の支給決定保護者の利用者負担額の合算額から調整基準額を控除した額とする。

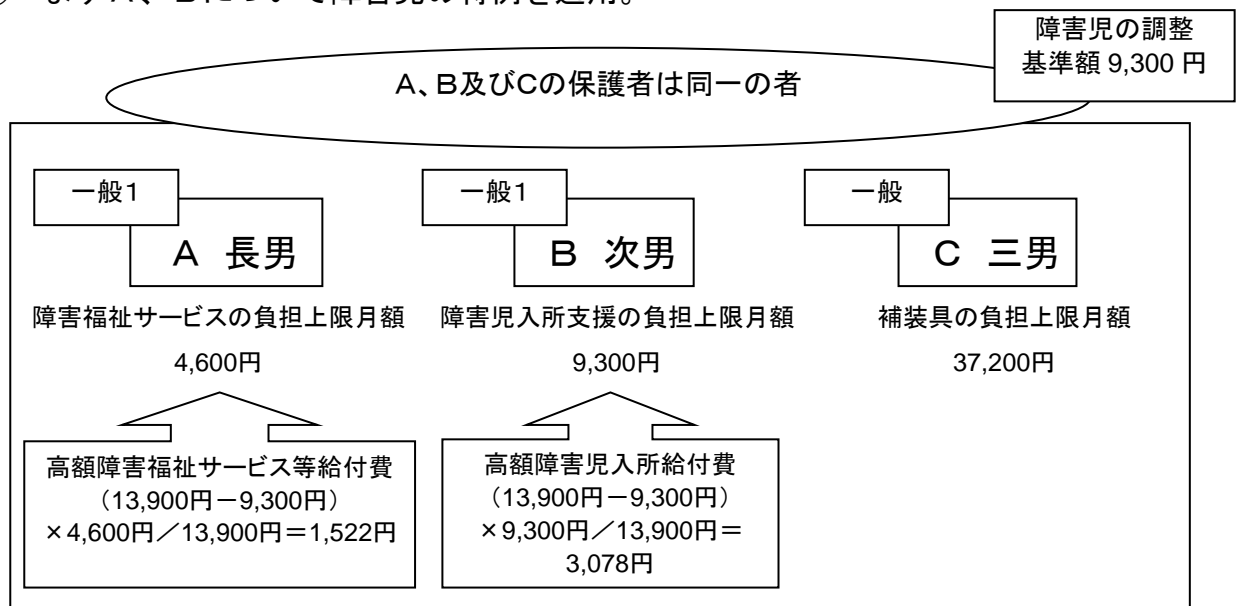


<ケース7>

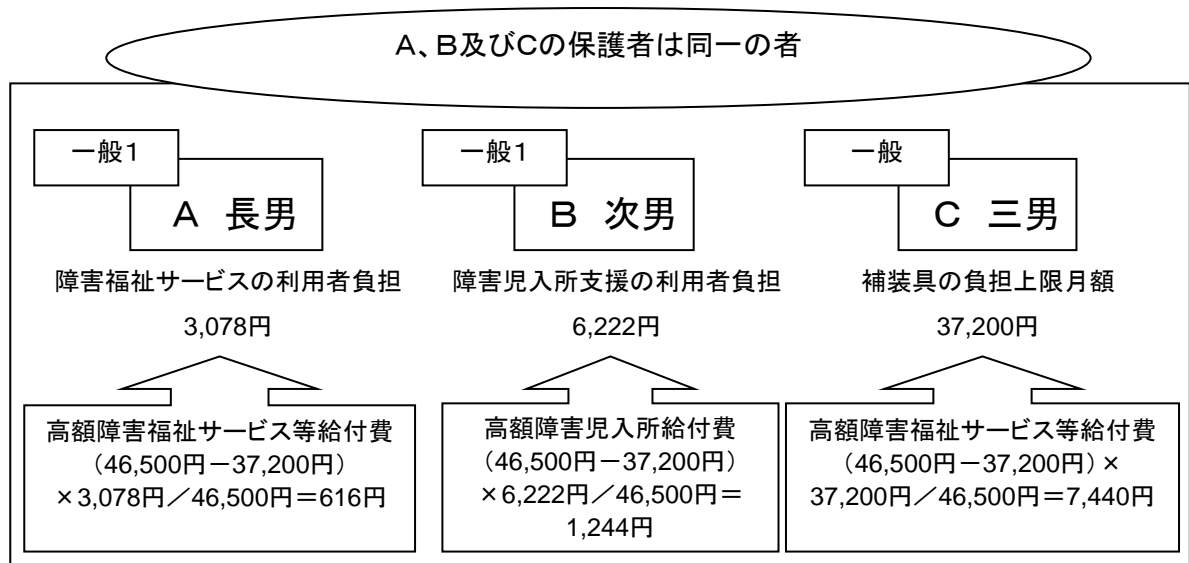
同一世帯に属する障害児 A、B、C がそれぞれ障害福祉サービス、障害児入所支援、補装具を利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合。

→ 基本的な考え方はケース6と同様であるが、補装具については障害児の特例の対象ではないため、まずは障害福祉サービスと障害児入所支援について障害児の特例を適用し、次に、残りの利用者負担額について高額障害福祉サービス等給付費等の額の算定を行う。

① まず A、B について障害児の特例を適用。



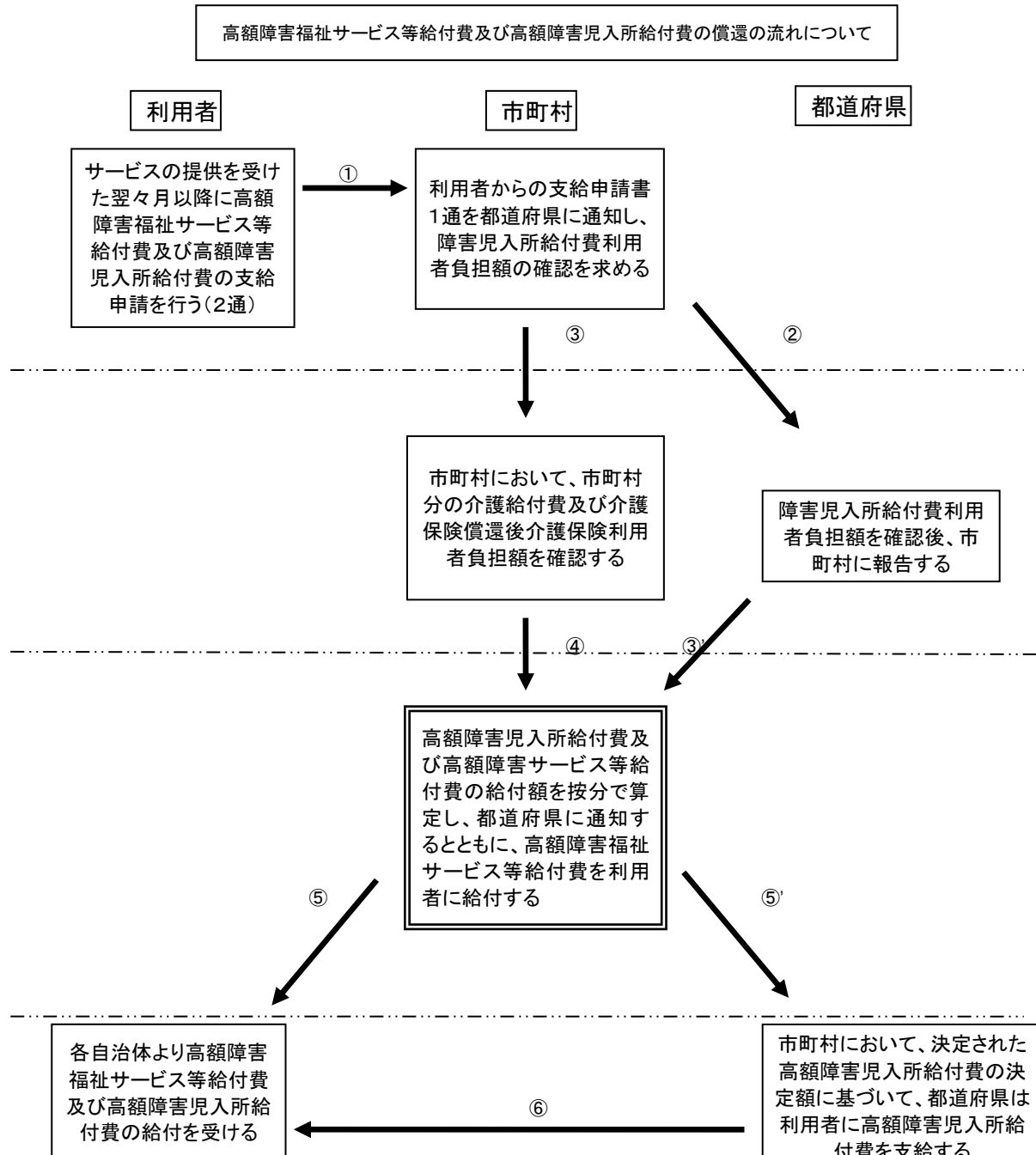
② 次に、残りの利用者負担について高額障害福祉サービス等給付費等を算定。



※ この場合の補装具の利用者負担について、高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児入所給付費のいずれで償還するかは、法令上特段の定めがないことから、各自治体の判断による。

### 3. 高額障害福祉サービス等給付費等の償還の流れについて

- 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費が併給される場合については、事務処理を行う実施主体が市町村と都道府県に分かれることがあります。その場合における事務手続きの流れについては、以下の例を参考とされたい。(高額障害児通所給付費と高額障害児入所給付費の組み合わせも同様)



なお、高額障害福祉サービス等給付費のみ若しくは高額障害児通所給付費のみ若しくは高額障害児入所給付費のみ又は高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費の給付を行う場合は市町村又は都道府県内で手続きが完結するため、各給付費の支給申請書の受付はそれぞれの実施機関にて行う。